

竹原市収受
竹 第 号
-6.4.22
月 日
資料様式第3号

議 長	副議長	局 長	局長補佐	係 長	局 員
					

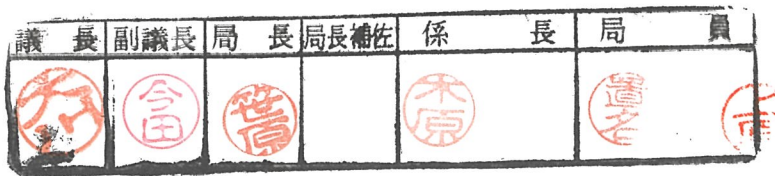
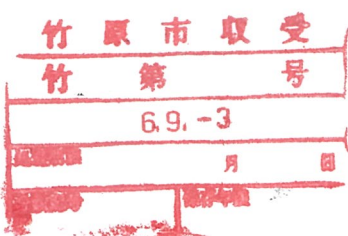
令和6年 4月18日

議員(視察・調査・研修)結果報告書

議員氏名 村上 まゆ子 

視察・調査場	尾道市総合福祉センター 4階会議室
期 日	令和6年4月16日 ～ 令和6年4月16日
経 費	¥10,000 円
参加者氏名	村上 まゆ子
視察・調査目的	議員の資質向上と議会運営の基本を学ぶため
内 容 (視察先の現状、竹原市との比較等)	2024年 新人議員特別セミナーin尾道 (自治体議会研究所) 「議員の資質向上と議会運営の基本」 《改革の底辺から底辺の改革へ》 1. 議員の資質向上の在り方 2. 「二元代表制」における議会活動 3. 議会運営の基本と一般質問 4. 議員力・議会力の強化と政策提言・政策提案について 5. オンラインの議会運営の推進 6. 議会にも附属機関が必要ではないか 7. 政務活動費は主として調査研究費で使用するべき理由
効果・成果等	憲法93条に「議事機関として議会は設置する」とされている。講師は「議会はただ議決するのではなく、議会において審議し、熟議する機関であるという事を議員一人一人が理解しておくことが必要である」と議会および議員のあり方を話された。 議会は住民の代表機関であり、議決機関ともいわれているが、執行機関側の意見合議制の住民代表機関であることから、多様な民意の反映が求められ、議会はいかに「民意」を反映できるかが大きな課題である事。また、議会及び議員は「二元代表制」を理解し、執行機関の追認機関からの脱皮、自治体意志決定機関の自覚が必要である事を理解できた講義であった。 一般質問のレベルを上げることで、議員力・議会力のアップにつながり、議会が活性化することで議会からの政策提案に結びつけていくと考えさせられた。これらのことから、住民に開かれ、住民とともに歩む議会となるように引き続き研鑽していきたい。

※ 実施後1ヶ月以内に報告する。



資料様式第3号

令和 6年 8月 30日

議員(視察・調査・研修)結果報告書

議員氏名 村上 まゆ子



視察・調査 場 所	東広島芸術文化ホール
期 日	令和 6年 8月 26日 ～ 令和 6年 8月 26日
経 費	10000 円
参加者氏名	今田 佳男 堀越 賢二 村上 まゆ子
視察・調査 目 的	東広島市・竹原市議員研修会 自治体財政の基礎 講師 森裕之 (立命館大学)
内 容 (視察先の 現状、竹原 市との比較 等)	自治体財政の基本ルールは赤字にしないこと。 財政破綻とは基金が底をついた状態。財政危機は毎年基金を取り崩している状況。行政は必ず決算では、黒字になるようにしているが、歳入に基金からの繰入金が多額に含まれているようであれば要注意。 集めた税金は住民に還元しなければいけないため、基金を増やすことは住民サービスの次である。 黒字が大きすぎることは住民へのサービスができていないと捉える。 基金は一般財源に対して10-15%の基金があれば一年は持ちこたえることができる。
効果・成果 等	地方創生のこの10年は費用対効果があまり目に見えなかったため、今後地方交付税は減らされていくと予想されると話されていた。竹原市においては、地域と企業がタッグを組み新しい事業の創出を行っていく必要がある。今後は、子育て関連施設の環境改善に国が予算をつけるため、各自治体でもこども・子育て支援事業債を利用しながら環境の整備をしていくと市の負担がある程度抑えられ、より良い環境が市民に還元できる。また、財政状況は、他市町と比べないと今の現状が分かりにくいいため、似ている自治体(人口規模・産業規模等)と比較し自分の市の状況を確認する必要がある。

※ 実施後1ヶ月以内に報告する。

令和 6 年 11 月 20 日

議員(視察・調査・研修)結果報告書

議員氏名

村上 まゆ子



視察・調査 場 所	フリースクール LINKPUUS・自立学習塾こどもし・NPO 法人 E-LINK 北海道ニセコ町役場
期 日	令和 6 年 11 月 12 日 ～ 令和 6 年 11 月 13 日
経 費	¥64347 円
参加者氏名	村上 まゆ子
視察・調査 目 的	子どもの居場所・学び場を中心としたフリースクールの視察 子どもも参加できるまちづくり「まちづくり基本条例」の視察
内 容 (視察先の 現状、竹原 市との比較 等)	E-LINK は 2019 年から NPO 法人として、地域 みんながヒーローと気づき・ヒーローたちと築き上げる社会をつくることを目的に、子どもの居場所・学び場を運営されている団体です。放課後児童クラブ、フリースクール、寺子屋、自立学習塾等を運営し、子どもたちを中心に大人や地域、多様な世界と繋がる機会の創出につなげていました。 ニセコ町では、2001 年にまちの憲法といわれる「ニセコ町まちづくり基本条例」を制定し、住民への「情報共有」と「住民参加」を原則と掲げつつ、さらに子どものまちづくり参加事業をすすめてきました。20 歳未満の子どもたちにもまちづくりへの参加権利を保証し、「小・中学生まちづくり委員会」と「子ども議会」を設立し、積極的に子どもの意見を反映する取組を実施されていました。
効果・成果 等	E-LINK では、多世代の地域住民との繋がりの中で子どもが伸び伸びと育っているのが印象的でした。子どもの居場所等の活動を続けることで、少しずつまちに根付いてゆき、今では子どもの町づくり参加は当たり前になっていました。学校に行きたくない子も行けている子も積極的にまちの交流イベントなどを企画・参加し、イベント以外でも地域と顔なじみになっており、効果があらわれているのが理解できました。 ニセコ町においても同様に、大人だとあきらめてしまうような視点も、子どもならではのアイディアはとても新鮮で、市の職員にとっても良い刺激になり、まちの利点になると感じているそうです。ニセコ町の職員は、大人の先入観を捨て、子どもの発想を磨きたいと素直に感じており、日々成長する子どもたちに追いつくように研修を重ね、研鑽していました。 その結果、大人の先入観で「あれはできない、これはできない」という言葉は出なくなり、子どもたちにアイディアを出しやすい場を提供し、自由な発想を尊重していました。できる限り子どもの意見が実現できるよう町全体で取組んでおり、子どもの頃から「住むことが誇りに思えるまちづくり」を実現できていると感じました。 ぜひ竹原市においても子どもからまちづくりに参画できるような事業や市民と共にまちづくりが行っていけるよう参考にしたいと思いました。